

建設工事の入札時における工事費内訳書の取扱いについて

令和8年2月1日
京田辺市建設部

京田辺市が発注する建設工事における入札時に提出すべき工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1 有効としない内訳書について

（1）内訳書の未提出等

- ア 提出が必要な内訳の項目の全部又は一部が提出されていない場合。
- イ 内訳書とは無関係な書類が提出された場合。
- ウ 他の工事等の内訳書である場合。
- エ 内訳書が白紙である場合。
- オ 内訳書が特定できない場合。
- カ 内訳の記載が全くない場合。

（2）内訳書内容の不備

- ア 提出が必要な内訳の項目に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその項目であると認められるものは有効とする。
- イ 提出が必要な内訳の項目の縦計算及び合計額に誤りがある場合。
- ウ 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合。
- エ 値引きなどマイナス表示が記載されている場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とする。
- オ 表紙がない場合又は表紙に工事番号、工事名及び商号又は名称の全部又は一部の記載がない場合。ただし、明らかに入札対象工事等であり、その者であると認められる場合は有効とする。
- カ 工事番号又は工事名に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに入札対象工事等と認められるものは有効とする。
- キ 商号又は名称等に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその者のものと認められるものは有効とする。
- ク 材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費又は建退共掛金に未記載がある場合

※ただし、経過措置として、令和8年3月31日までに入札公告又は

指名通知するものについては、記載がない場合も有効な内訳書とみなします。

(3) 提出ファイルの不備

- ア 京田辺市公共工事電子入札運用基準で定めるファイル形式以外で提出した場合。
- イ コンピューターウィルスに感染したファイルで提出した場合。

2 内訳書の再提出について

- (1) 入札書を提出した者は、内訳書に誤りがあったことに気付いた場合等、必要に応じ内訳書を再提出することができる。ただし、この場合において、入札書の再提出はできない。
- (2) 内訳書を再提出しようとする者は、必ず、発注機関へ事前に電話又は来庁による申し出を行い、発注機関が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参により提出することとする。この場合において、内訳書は封印のうえ提出のこと。
- (3) 再提出された内訳書については、発注者が受け付けた時点で、正規の内訳書として取り扱うこととする。この場合において、当初提出された内訳書の内容は採用しない。
- (4) 発注機関は、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないこととする。

3 入札参加者等からの問い合わせについて

発注機関は、開札前に入札参加者等から提出された内訳書が有効であるかの問い合わせに応じないこととする。

4 内訳書の調査について

内訳書の有効性を確認する調査は、落札候補者を重点的に行うこととし、落札候補者のみを対象とすることができる。ただし、発注機関が必要と認め場合は、当該調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。

5 内訳書の確認時期について

内訳書の有効性を確認する調査については、開札時に行うこととする。

6 労務費ダンピング調査について

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する予定価格1億円以上の工事について、内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）を次のとおり実施するものとする。

- (1) 落札候補者から提出された内訳書に記載された直接工事費が、一定水準を下回る場合は、落札候補者に対し、その理由を確認する。
- (2) (1)の一定水準は、「京田辺市建設工事に係る低入札価格調査制度事務取扱要綱」（令和2年7月15日施行）第2条第1項第1号に規定

する金額とする。なお、一般土木工事等とは異なる特殊な体系を有する工事等（建築工事、設備工事等）における経費等の区分については、京都府の運用に準ずる。

- (3) (1) の確認は、落札候補者から理由書の提出を求める方法により行う。
- (4) 確認の結果、合理的な回答が得られなかつた場合は、落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削減してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請を通知する。
- (5) (4) の要請を行つた場合は、案件毎に、入札金額内訳書調査票に必要事項を記載した上で、入札公告文、特記仕様書、設計図書等に関する質問及び回答、金入設計書並びに落札候補者から提出された内訳書及び理由書を付して、京田辺市長あて報告するものとする。
- (6) 京田辺市長は、(5) の報告があつた場合、国土交通省が設置する建設Gメンあて通報するものとする。